

## 訪問看護ステーションで居宅療養管理指導等 を行う場合の指定手続きについて

平成21年4月の介護報酬等の改定に伴う、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、介護保険法における指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導については、病院、診療所及び薬局に加えて訪問看護ステーションでの実施が可能となり、その場合には指定の申請を別途行う必要があるとされたところです。

この改正により、訪問看護ステーションが居宅療養管理指導等を行う場合、介護保険法第70条の規定による指定を受ける必要があります。

つきましては、その指定申請の事務手続きについて、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 必要書類（各1部）

- ①指定申請書（第1号様式）
- ②指定申請書付表（付表5）
- ③運営規程
- ④指定訪問看護に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

#### 2 提出先（詳細は別表参照）

京都市内に所在する事業所：京都府庁（介護・福祉事業課）

京都市以外の市町村に所在する事業所：事業所所在地を所管する保健所

問 合 せ 先	京都府健康福祉部 介護・福祉事業課 事業者指定担当 TEL：075-414-4673 FAX：075-414-4572
------------------	--